

# 建設委員会議案説明資料

令和6年3月15日

件名	頁
1 第18号議案 足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例	2
2 第19号議案 特別区道路線の認定について	9
3 第20号議案 特別区道路線の認定について	10
4 第21号議案 特別区道路線の認定について	11
5 第22号議案 特別区道路線の認定について	12
6 第23号議案 特別区道路線の認定について	13
7 第24号議案 特別区道路線の認定について	14
8 第42号議案 足立区立公園条例の一部を改正する条例	15

(都市建設部)

# 第 18 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 15 日

件 名	足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室建築防災課
内 容	<p><b>1 改正理由</b></p> <p>緊急輸送道路沿道建築物の改修・除却工事の耐震助成について、複数年度にまたがる工事出来高に対して国庫補助を導入した助成が行えるよう、手続きの簡素化と合わせた対応を図る。</p> <p>また、更なる建物の耐震化を図るため、過去に耐震診断を実施した建物の再診断費用を助成する。</p> <p><b>2 改正概要</b></p> <p>(1) 国の交付要綱への適合 年度毎の工事出来高に対し、各年度に複数回助成が行えるよう規定を整備する。</p> <p>(2) 手続きの簡素化 非木造共同住宅の耐震改修については、耐震改修促進法第 17 条の認定を助成金交付の要件から削除し、手続きの簡素化を図る。</p> <p>(3) 耐震診断の再助成 現在、耐震診断の助成を受けて 2 年経過したものは、再度自己負担で耐震診断を行うことを要件に耐震改修助成の対象としている。令和 8 年 3 月 31 日までに限り、これまで自己負担としていた耐震診断費用について 10 万円を上限に助成し、耐震化促進に努める。</p> <p>(4) 文言の整理</p> <p><b>3 改正内容</b> 別紙「新旧対照表（案）」のとおり P 3～8 参照</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>5 今後の方針</b> 条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、耐震化を促進する。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区住宅・建築物耐震助成条例 平成21年3月25日条例第26号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、住宅及び建築物の耐震工事等を実施するものに対して、その費用の一部を助成することにより、地震による住宅及び建築物の倒壊等を未然に防止し、並びに区民の生命及び財産の保護を図り、もって災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）住宅 延べ面積の過半を居住の用に供する建築物をいう。</p> <p>（2）共同住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する共同住宅、下宿、寄宿舍その他これらに類する建築物の用途に供する住宅であつて、複数の住戸が存するものをいう。</p> <p>（3）特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（同条第1号又は第2号に規定する建築物（住宅を除く。）に係るものに限る。）をいう。</p> <p>（4）一般緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（同条第3号に係るものに限る。）のうち、同法第6条第3項の規定により足立区耐震改修促進計画に記載された道路に接するものをいう。</p> <p>（5）木造 地上階数が2以下の建築物の主要構造部のうち、柱及びはりの過半につき木材を使用していることをいう。</p> <p>（6）非木造 建築物の主要構造部のうち、柱及びはりの過半につき木材以外の材料を使用していることをいう。</p>	<p>○足立区住宅・建築物耐震助成条例 平成21年3月25日条例第26号</p> <p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>第2条 （現行のとおり）</p>

改正前	改正後
<p>(7) 旧耐震基準 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する構造強度に関する規定をいう。</p> <p>(8) 耐震診断 旧耐震基準を適用して建築された建築物（以下「旧耐震基準建築物」という。）を対象とした、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針」という。）その他規則で定める事項に沿って実施する地震に対する安全性の評価（旧耐震基準建築物のうち木造の建築物にあつては、規則で定める耐震改修計画（以下「耐震改修計画」という。）の策定を含む。）をいう。</p> <p>(9) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき実施する工事であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 木造の住宅 耐震診断の結果が技術指針別表第1（一）又は（二）に該当する場合においてこれを同表（三）又は規則で定める基準に適合させるための工事</p> <p>イ 住宅を除く木造の建築物 耐震診断の結果が技術指針別表第1（一）又は（二）に該当する場合においてこれを同表（三）に適合させるための工事</p> <p>ウ 非木造の建築物 耐震診断の結果が技術指針別表第6（一）若しくは（二）に該当する場合においてこれを同表（三）に適合させるための工事又は規則で定める工事</p> <p>(10) 建替え工事 現存する旧耐震基準建築物を除却するとともに、当該建築物の敷地に建築物を建築する工事をいう。</p> <p>(11) 除却工事 現存する旧耐震基準建築物を取り壊し、除去する工事をいう。</p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、この条例で使用する用語の定義は、建築基準法及び耐震改修促進法で使用する用語の例による。</p>	

改正前	改正後
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 区長は、第5条第1項の規定による助成金の交付の申請がされたときに現に存する1の建築物を対象として、次の各号のいずれかに該当する耐震診断、耐震改修計画の策定、耐震改修工事、建替え工事又は除却工事(以下「耐震工事等」という。)を実施した個人及び法人その他の団体(国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に規定する宅地建物取引業を営むもの(以下「宅地建物取引業者」という。))が、その業の目的のために耐震工事等を実施しようとする場合における宅地建物取引業者を除く。)に対し、当該耐震工事等に要した費用の一部を助成することができる。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、特定建築物又は一般緊急輸送道路沿道建築物を対象として実施した耐震診断。ただし、木造の建築物については、規則で定める者(以下「耐震診断実施者」という。)が実施した耐震診断に限る。</p> <p>(2) 非木造の共同住宅、非木造の特定建築物又は非木造の一般緊急輸送道路沿道建築物(以下「非木造共同住宅等」という。)を対象として実施した前号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合における当該非木造共同住宅等を対象として実施した耐震改修計画の策定。ただし、当該耐震診断の結果が技術指針別表第6(一)若しくは(二)又は規則で定める基準に該当する場合に限る。</p> <p>(3) 旧耐震基準を適用して建築され、かつ、建築基準法第3条第2項の規定に該当する非木造共同住宅等を対象として実施した耐震改修工事。ただし、耐震改修促進法第17条第3項に規定する認定を受けた耐震改修計画に基づき実施した耐震改修工事に限る。</p> <p>(4) 木造の建築物又は共同住宅を除く非木造の住宅(以下「木造建築物等」という。)を対象として実施した第1号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合における当該木造建築物等を対象として実施した耐震改修工事。ただし、木造の建築物については、原則として、当該木造の</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 旧耐震基準を適用して建築され、かつ、建築基準法第3条第2項の規定に該当する非木造共同住宅等を対象として実施した耐震改修工事</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
<p>建築物を対象として耐震診断を実施した耐震診断実施者による工事監理（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第7項に規定する工事監理をいう。）を受けて実施した耐震改修工事に限る。</p> <p>(5) 現に自らの所有する一般緊急輸送道路沿道建築物であって、第1号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合において、次のいずれかに該当する建築物の建替え工事</p> <p>ア 耐震診断の結果、技術指針別表第1（一）又は（二）に該当した木造住宅</p> <p>イ 耐震診断の結果、技術指針別表第6（一）又は（二）に該当した非木造住宅</p> <p>(6) 現に自らの所有する住宅（共同住宅（階数が3以上の木造の共同住宅を除く。）を含む。）として利用されている建築物、特定建築物又は一般緊急輸送道路沿道建築物であって、第1号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合において、次のいずれかに該当する建築物の除却工事</p> <p>ア 耐震診断の結果、技術指針別表第1（一）又は（二）に該当した木造住宅</p> <p>イ 耐震診断の結果、技術指針別表第6（一）又は（二）に該当した非木造住宅</p> <p>2 前項の規定により助成を受けようとするもの及び助成の対象となる建築物は、規則で定める助成の要件に適合しなければならない。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定又は他の耐震工事等に係る助成制度等による助成金の交付を受けた場合は、同一の耐震工事等については、同項の規定による助成金の交付を受けることができない。</p> <p>4 第1項第6号における除却工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第</p>	<p>(5) 現に自らの所有する一般緊急輸送道路沿道建築物であって、第1号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合において、次のいずれかに該当する建築物の建替え工事</p> <p>ア 耐震診断の結果、技術指針別表第1（一）又は（二）に該当した<u>木造建築物</u></p> <p>イ 耐震診断の結果、技術指針別表第6（一）又は（二）に該当した<u>非木造建築物</u></p> <p>(6) 現に自らの所有する住宅（共同住宅（階数が3以上の木造の共同住宅を除く。）を含む。）として利用されている建築物、特定建築物又は一般緊急輸送道路沿道建築物であって、第1号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合において、次のいずれかに該当する建築物の除却工事</p> <p>ア 耐震診断の結果、技術指針別表第1（一）又は（二）に該当した<u>木造建築物</u></p> <p>イ 耐震診断の結果、技術指針別表第6（一）又は（二）に該当した<u>非木造建築物</u></p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 第1項の規定又は他の耐震工事等に係る助成制度等による助成金の交付を受けた場合は、同一の耐震工事等については、同項の規定による助成金の交付を受けることができない。<u>ただし、規則で定めるところにより、複数年度にわたる耐震工事等に対する助成が承認された場合で、2年度目以降に助成金の交付を受けるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 第1項第6号における除却工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第</p>

改正前	改正後
<p>3条の規定による建設工事業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定により解体工事業者の登録を受けた者が実施したものに限る。</p> <p>（助成金の額）</p>	<p>3条の規定による建設工事業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定により解体工事業者の登録を受けた者が実施したものに限る。</p> <p>（助成金の額）</p>
<p>第4条 助成金の額は、耐震工事等に要した費用の額（他の条例、規則その他の規程による助成制度等の対象となる耐震工事等の工事相当額を除く。）に規則で定める率を乗じて得た額又は規則で定める限度額のいずれか低い方の額とする。</p> <p>（助成の手続）</p>	<p>第4条 （現行のとおり）</p> <p>（助成の手続）</p>
<p>第5条 助成金の交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の申請があったときは、規則で定めるところにより、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは助成金の交付を決定する。</p> <p>（交付決定の取消し）</p>	<p>第5条 （現行のとおり）</p> <p>（交付決定の取消し）</p>
<p>第6条 区長は、助成金の交付の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。</p> <p>（1） 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。</p> <p>（2） 助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>（3） 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。</p> <p>（4） この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。</p> <p>（助成金の返還）</p>	<p>第6条 （現行のとおり）</p> <p>（助成金の返還）</p>
<p>第7条 区長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>（違約金）</p>	<p>第7条 （現行のとおり）</p> <p>（違約金）</p>

改正前	改正後
<p>第8条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられたものは、当該命令に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第8条 （現行のとおり）</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 （現行のとおり）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の公布の日から令和8年3月31日までの間は、第3条第3項中「受けるとき」とあるのは「受けるとき又は木造住宅の耐震診断に係る助成を受ける場合」と読み替える。</p>




# 第19号議案説明資料

令和6年3月15日

<p>件名</p>	<p><b>特別区道路線の認定について</b> (足立区綾瀬四丁目・西綾瀬四丁目地内)</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室道路公園管理課</p>								
<p>内容</p>	<p><b>1 提案理由</b> 令和元年に策定した足立区橋梁更新基本計画に基づき、橋梁の計画的な更新（橋梁の架け替え）を行うため、新設の五兵衛橋を特別区道路線に認定する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <table border="1" data-bbox="437 725 1370 969"> <tr> <td>所在</td> <td>足立区綾瀬四丁目・西綾瀬四丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>2.96～5.06m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>222.79m</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>892.78㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">足立区綾瀬四丁目・西綾瀬四丁目地内 略図</p>  <p style="text-align: right;">凡例 <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: red; border: 1px solid black;"></span> 新認定特別区道路線</p>	所在	足立区綾瀬四丁目・西綾瀬四丁目地内	幅員	2.96～5.06m	延長	222.79m	面積	892.78㎡
所在	足立区綾瀬四丁目・西綾瀬四丁目地内								
幅員	2.96～5.06m								
延長	222.79m								
面積	892.78㎡								

# 第20号議案説明資料

令和6年3月15日

<p>件名</p>	<p><b>特別区道路線の認定について</b> (足立区梅田八丁目地内)</p>																	
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室道路公園管理課</p>																	
<p>内容</p>	<p><b>1 提案理由</b> 都住梅田八丁目アパートの建替えに伴う創出用地を活用し、通行上、防火上等に欠くことのできない主要生活道路である南北線を特別区道路線に認定する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <table border="1" data-bbox="437 730 1370 1151"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th colspan="2">足立区梅田八丁目地内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)</td> <td>幅員</td> <td>12.00~12.01m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>81.25m</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>992.10㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)</td> <td>幅員</td> <td>4.00m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>10.83m</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>45.24㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">足立区梅田八丁目地内 略図</p>  <p style="text-align: right;">凡例 <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: red; border: 1px solid black;"></span> 新認定特別区道路線</p>	所在	足立区梅田八丁目地内		(1)	幅員	12.00~12.01m	延長	81.25m	面積	992.10㎡	(2)	幅員	4.00m	延長	10.83m	面積	45.24㎡
所在	足立区梅田八丁目地内																	
(1)	幅員	12.00~12.01m																
	延長	81.25m																
	面積	992.10㎡																
(2)	幅員	4.00m																
	延長	10.83m																
	面積	45.24㎡																

# 第 2 1 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 1 5 日

<p>件 名</p>	<p><b>特別区道路線の認定について</b> (足立区江北四丁目地内)</p>																	
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室道路公園管理課</p>																	
<p>内 容</p>	<p><b>1 提案理由</b> 本路線は、都営住宅建替における財産処理に伴い、東京都より移管を受ける都営住宅の外周道路である。特別区道路線の認定要件を満たすので、今回、特別区道路線に認定する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <table border="1" data-bbox="437 734 1370 1160"> <thead> <tr> <th>所 在</th> <th colspan="2">足立区江北四丁目地内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)</td> <td>幅 員</td> <td>5.00～6.10m</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>155.19m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>788.10㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)</td> <td>幅 員</td> <td>5.00～6.05m</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>54.74m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>281.69㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>略図</p>  <p>凡例 <span style="background-color: red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 新認定特別区道路線</p>	所 在	足立区江北四丁目地内		(1)	幅 員	5.00～6.10m	延 長	155.19m	面 積	788.10㎡	(2)	幅 員	5.00～6.05m	延 長	54.74m	面 積	281.69㎡
所 在	足立区江北四丁目地内																	
(1)	幅 員	5.00～6.10m																
	延 長	155.19m																
	面 積	788.10㎡																
(2)	幅 員	5.00～6.05m																
	延 長	54.74m																
	面 積	281.69㎡																

# 第 2 2 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 1 5 日

<p>件 名</p>	<p><b>特別区道路線の認定について</b> (足立区神明三丁目地内)</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室道路公園管理課</p>								
<p>内 容</p>	<p><b>1 提案理由</b> 本路線は、都市計画法に基づく開発行為により新設された道路である。通行上、防火上等に欠くことのできない生活道路であり、土地の寄付の申し出があったことから、特別区道路線に認定する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <table border="1" data-bbox="437 719 1370 963"> <tr> <td>所 在</td> <td>足立区神明三丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅 員</td> <td>6.00m</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>85.99m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>520.97㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">足立区神明三丁目地内 略図</p>  <p style="text-align: right;">凡例 <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: red; border: 1px solid black;"></span> 新認定特別区道路線</p>	所 在	足立区神明三丁目地内	幅 員	6.00m	延 長	85.99m	面 積	520.97㎡
所 在	足立区神明三丁目地内								
幅 員	6.00m								
延 長	85.99m								
面 積	520.97㎡								


# 第 2 3 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 1 5 日

<p>件 名</p>	<p><b>特別区道路線の認定について</b> (足立区竹の塚七丁目地内)</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室道路公園管理課</p>								
<p>内 容</p>	<p><b>1 提案理由</b> 本路線は、都営住宅建替における財産処理に伴い、東京都より移管を受ける都営住宅の外周道路である。今回、特別区道路線の認定要件を満たすので、特別区道路線として認定する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <table border="1" data-bbox="437 728 1370 969"> <tr> <td>所 在</td> <td>足立区竹の塚七丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅 員</td> <td>4.50～16.26m</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>427.24m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>2,813.28㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">足立区竹の塚七丁目地内 略図</p>  <p style="text-align: right;">凡例 <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: red; border: 1px solid black;"></span> 新認定特別区道路線</p>	所 在	足立区竹の塚七丁目地内	幅 員	4.50～16.26m	延 長	427.24m	面 積	2,813.28㎡
所 在	足立区竹の塚七丁目地内								
幅 員	4.50～16.26m								
延 長	427.24m								
面 積	2,813.28㎡								

# 第24号議案説明資料

令和6年3月15日

<p>件名</p>	<p><b>特別区道路線の認定について</b> (足立区西新井栄町一丁目・二丁目地内)</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室道路公園管理課</p>								
<p>内容</p>	<p><b>1 提案理由</b>                  東京都市計画道路区画街路足立区画街路第9号線は、平成16年12月22日に都市計画決定し、平成27年1月30日に都市計画変更した。令和4年4月に事業認可を取得し、令和6年度から国費充当による用地取得を実施するため、特別区道路線に認定する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <table border="1" data-bbox="437 779 1370 1016"> <tr> <td>所在</td> <td>足立区西新井栄町一丁目・二丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>— m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>— m</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>5,468.34㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">足立区西新井栄町一丁目・二丁目地内 略図</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: red;">—</span> 新認定特別区道路線 (赤線で囲った区域内)</li> <li><span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 用地取得区域</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 既存区道等</li> </ul>	所在	足立区西新井栄町一丁目・二丁目地内	幅員	— m	延長	— m	面積	5,468.34㎡
所在	足立区西新井栄町一丁目・二丁目地内								
幅員	— m								
延長	— m								
面積	5,468.34㎡								

## 第 4 2 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 1 5 日

件 名	<b>足立区立公園条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内 容	<p><b>1 改正目的</b> 上沼田東公園の野球場でフットサルが利用できる施設を整備するため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正概要</b> 上沼田東公園の野球場の項目にフットサルコートに係る内容を追加する。</p> <p><b>3 改正内容</b> 別紙・新旧対照表（案）のとおり P 1 6 ～ 1 7 参照</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 6 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p><b>5 改正理由、根拠</b> 上沼田東公園改修工事</p>

足立区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

別紙

改正前		改正後	
○足立区立公園条例 昭和33年3月22日条例第2号		○足立区立公園条例 昭和33年3月22日条例第2号	
第1条～第30条（省略）		第1条～第30条（現行のとおり）	
（追加）		<p>付 則（令和6年●月●日条例第●号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和6年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改正後の足立区立公園条例別表第2の規定による施行日以後の上沼田東公園の公園施設の利用に係る承認その他の手続については、施行日前にこれを行うことができる。</p>	
別表第2（第15条関係）		別表第2（第15条関係）	
有料施設	単位	使用料	
庭球場	1箇所1面（1時間以内）	600円	
	夜間照明施設利用料金 1箇所1面（1時間以内）	200円	
運動場	千住スポーツ公園	午前（午前9時～午後1時）	2,900円
		午後（午後1時～午後5時）	2,900円
	2時間以内		1,500円
	その他	2時間以内	1,400円
弓道場	午前（午前9時～午後零時）	1,400円	
	午後Ⅰ（午後零時30分～午後3時）	1,700円	
有料施設	単位	使用料	
庭球場	1箇所1面（1時間以内）	600円	
	夜間照明施設利用料金 1箇所1面（1時間以内）	200円	
運動場	千住スポーツ公園	午前（午前9時～午後1時）	2,900円
		午後（午後1時～午後5時）	2,900円
	2時間以内		1,500円
	その他	2時間以内	1,400円
弓道場	午前（午前9時～午後零時）	1,400円	
	午後Ⅰ（午後零時30分～午後3時）	1,700円	



改正前				改正後			
	午後Ⅱ（午後3時30分～午後6時）		1,700円		午後Ⅱ（午後3時30分～午後6時）		1,700円
	夜間（午後6時30分～午後9時）		2,000円		夜間（午後6時30分～午後9時）		2,000円
	個人使用・一般		550円		個人使用・一般		550円
	個人使用・中学生以下		200円		個人使用・中学生以下		200円
相撲場	午前（午前9時～午後零時）		1,400円	相撲場	午前（午前9時～午後零時）		1,400円
	午後Ⅰ（午後零時30分～午後3時）		1,700円		午後Ⅰ（午後零時30分～午後3時）		1,700円
	午後Ⅱ（午後3時30分～午後6時）		1,700円		午後Ⅱ（午後3時30分～午後6時）		1,700円
	夜間（午後6時30分～午後9時）		2,000円		夜間（午後6時30分～午後9時）		2,000円
会議室（千住スポーツ公園）	1回1時間以内		500円	会議室（千住スポーツ公園）	1回1時間以内		500円
野球場	谷中・保木間・上	1箇所1面（2時間以内）	1,400円	野球場	谷中・保木間・上	1箇所1面（2時間以内）	1,400円
	沼田東公園	夜間照明施設利用料金 1箇所1面（1時間以内）	1,600円		沼田東公園	夜間照明施設利用料金 1箇所1面（1時間以内）	1,600円
	その他	1箇所1面（2時間以内）	1,100円		その他	1箇所1面（2時間以内）	1,100円
備考				備考			
1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。				1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。			
2 相撲場については、ホールとして使用することができる。 (追加)				2 相撲場については、ホールとして使用することができる。			
				3 上沼田東公園の野球場をフットサルコートとして使用する場合、フットサルコート1面の使用につき上記の使用料を納めるものとする。			